

CORPORATE & TAX GLOBAL UPDATE

Newsletter

25 December 2020

「アジア太平洋地域の主要11か国の 移転価格ハンドブック2020」 発行のお知らせ

この度、「Asia Pacific Transfer Pricing Handbook 2020」と題するレポート（282頁）を発行しました。本レポートでは、アジア太平洋地域の主要11か国（日本、オーストラリア、中国、香港、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、台湾、タイ、ベトナム）の(1) 移転価格税制に係る最新の規則の概要、(2) 移転価格算定方法、(3) 移転価格文書化規則、(4) 移転価格調査の手順、(5) 国内救済、(6) 延滞税・加算税・その他罰則、(7) 事前確認制度（APA）、(8) 過小資本税制、(9) BEPSプロジェクトを受けた改正状況、(10) その他の論点・最新動向について解説を行っています。

本レポート（無料）をご希望の方は、[メール](#)にてご連絡ください。



Corporate & Tax Global Update

ニュースレター Vol. 53

はじめに

Corporate & Tax Global Update は、ベーカーマッケンジーのグローバルネットワークを最大限に活かし、日本と世界各国の会社法務及び税務の「今」をタイムリーにお届けしています。

Vol. 53 となる本号では、令和3年度税制改正大綱等の最新情報をお届けします。本ニュースレターが会社法務と税務の分野における皆様の羅針盤となれば幸いです。

目次

1. 日本

日本：令和3年度税制改正大綱

- 自社株式対価 M&A に係る税制整備
- 産業競争力強化法改正に関連する措置
- 中小企業等経営強化法に関連する措置
- 国際税務関連
- 法人税法関連
- その他の改正

2. 欧州

EU：サステナブル・コーポレート・ガバナンス・イニシアティブのパブリックコメント募集

イギリス：新たな定時株主総会についての提言

3. 中東

アラブ首長国連邦：会社法の抜本的改正

「アジア税務紛争対応
ハンドブック 2020年版（英語）」
発行のお知らせ

本ハンドブックでは、税務上の紛争に関連する主要な手続き、メカニズム、論点及び和解又は正式な訴訟による解決方法について概説します。アジアの一部の国においては、納税者が税務当局に対して法的な権利や保護を主張することは不可能であり、現実的ではないという誤解が存在します。納税者に認められた権利を知り、毅然とした態度で臨むことが防御に繋がる、より重要な要素となることが多いのです。

アジア太平洋地域の12の主要国・地域を網羅した本ハンドブックは、複雑化する税務調査、調査、紛争の状況を把握するための効果的な指針となります。

本ガイド（無料）をご希望の方は
[メール](#)にてご連絡ください。



1. 日本

日本

令和3年度税制改正大綱

2020年12月10日、与党から令和3年度税制改正大綱が公表され、2020年12月21日に閣議決定された。本年度の税制改正大綱は、今年蔓延した新型コロナウイルスによる経済環境の悪化への対策としての措置、及び新型コロナウイルスに関連して顕在化した我が国のデジタルトランスフォーメーションの遅れを取り戻すことを企図した措置が多くみられる。

令和3年度税制改正大綱に盛り込まれた改正項目のうち、多国籍企業等に影響が大きいと考えられる項目について解説する。

自社株式対価 M&A に係る税制整備

買収者側の手元キャッシュを温存できるという利点がある自社株式を対価とする M&A は欧米では比較的一般に行われており、日本でも従来から実務において強いニーズがあったものの、産業競争力強化法（以下、「産競法」）の特別事業再編計画認定を受ける必要があるなど、法務及び税務ともに高いハードルがあることから、実施されることは極めて稀であった。

今般の会社法改正により「株式交付制度」が創設されたことに伴い、特別措置としての課税繰延措置が設けられることが見込まれる¹。

1. 改正の内容

株式交付子会社²の株主が、会社法に基づく株式交付³により、株式交付子会社の株式を譲渡し、対価として株式交付親会社株式の交付を受けた場合には、その譲渡した株式の譲渡損益の計上を繰り延べるものとされている。

従前の組織再編税制では、株式交換のような場面においては、株主レベルでの課税は繰り延べられる可能性はあったが、完全子会社化を企図しない、株式交付のようなケースでは、産競法の特別事業再編計画認定を受ける以外に株主レベルでの課税を回避することが出来なかった。

なお、会社法に基づく株式交付制度自体は、国内の会社同士で行われるものに限定されており、株式交付親会社が外国子会社の株式を取得する際に用いることのできる従前の産競法の特別事業再編計画認定に基づく特例⁴とは異なる点があることに留意が必要である。

2. 適用時期

上記の改正につき、税制改正大綱では適用時期は示されていない（下記で示す産競法の改正に合わせて調整がなされるものと思われる）。

¹ なお、従前の組織再編税制と考え方の整合性が取れないため、法人税法の本則として盛り込むことは見送られている。

² 株式交付により、新たに株式交付親会社の子会社となる会社。

³ 但し、対価として交付を受けた資産の価額のうち株式交付親会社の株式の価額が80%以上である場合に限ることとし、株式交付親会社の株式以外の資産の交付を受けた場合には株式交付親会社の株式の対応する部分の譲渡損益の計上を繰り延べる。

⁴ 租税特別措置法第66条の2の2。

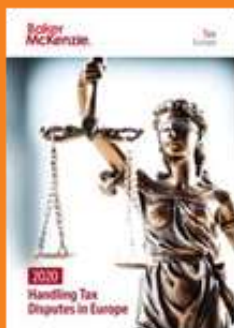
「欧州における税務調査・紛争解決ガイドブック（英語）」のお知らせ

COVID-19の蔓延と経済対策のための大規模財政主導を受けて、各国政府の財政赤字はかつてない規模で増大しています。各国政府は新たな税制導入や単純な増税が難しい中で、資本力のある多国籍企業への税務調査を今後より活発に行うことが予想されます。

欧州で事業を営む本邦多国籍企業も例外ではなく、今後各国で行われる税務調査に今後どのように対処し、紛争が生じた場合にはどのような国内救済措置が待ち受けているかを把握しておくことは税務コンプライアンスの観点から不可欠となります。

本ハンドブックでは欧州主要17か国の税務調査プロセス、国内救済措置及び相互協議等について詳説しています。

本ガイド（無料）をご希望の方は [メール](#)にてご連絡ください。



産業競争力強化法改正に関連する措置

令和3年度税制改正大綱では、2021年の通常国会に改正案が提出されることが見込まれる産競法の改正が行われることを前提とした措置が示されている。

なかでも繰延欠損金の控除上限の特例に関しては、実務家の中で非常に関心の高かった項目であったが、産競法に基づく事業適応計画（仮称）⁵についての認定を受けた青色申告書を提出している法人であることが前提となっているため、結果として実務的に幅広く利用されるものではないように思われる。

しかしながら、企業の生産性の向上に向けて、活用することを検討していくことが今後求められるであろう。

1. デジタルトランスフォーメーション投資促進税制の創設

産競法の改正を前提に、同法の事業適用計画（仮称）について認定を受けた一定の納税者が、産競法の改正法の施行日から2023年3月31日までの間に、事業適応を実施するために必要なソフトウェアの新設若しくは増設をし、又は事業適応を実施するために必要なソフトウェアの利用に係る費用（繰延資産となるものに限られる）の支出をした場合に、次の措置を講ずるとしている⁶。

- ① 取得等をして国内にある事業の用に供した事業適応設備の取得価額の30%の特別償却とその取得価額の3%（グループ外の事業者とデータ連携をする場合には、5%）の税額控除との選択適用ができることとする。
- ② 上記の繰延資産の額の30%の特別償却とその取得価額の3%（グループ外の事業者とデータ連携をする場合には、5%）の税額控除との選択適用ができることとする。

2. カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の創設

産競法の改正を前提に、同法の中長期環境適応計画（仮称）について認定を受けた一定の納税者が、産競法の改正法の施行日から2024年3月31日までの間に、中長期環境適応を実施するために必要な中長期環境適応生産性向上設備（仮称）又は中長期環境適応需要開拓製品生産設備（仮称）の取得等をして、国内にある事業の用に供した場合には、その取得価額の50%の特別償却と取得価額の5%⁷の税額控除との選択適用ができることとされている⁸。

3. 繰越欠損金の控除上限の特例の創設

現行法では、非中小法人等については、繰越欠損金の利用は、その年に生じた欠損金の繰越控除前の所得の金額の50%に制限されている。

産競法の改正を前提に、産競法の改正法の施行日から同日以後1年を経過する日までのうちに産競法に基づく事業適応計画（仮称）の認定を受けた一定

⁵ 生産性の向上又は需要の開拓のためのもの。

⁶ なお、税額控除制度を適用する場合には、カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の税額控除制度による控除税額との合計で当期の法人税額の20%が上限とされる。

⁷ 温室効果ガスの削減に著しく資するものにあつては、10%。

⁸ 注記1に記載の通り、税額控除制度を適用する場合には、デジタルトランスフォーメーション投資促進税制の税額控除制度による控除税額との合計で当期の法人税額の20%が上限とされる。

「グローバル・パブリックM&Aガイド（英語）」のお知らせ

パブリックM&A（上場企業の買収）は、複数の法域にまたがるが多く、マーケットに関する知識と法的専門知識の双方が必要となります。本ガイドは、国内及びクロスボーダー取引のあらゆる側面における当事務所の比類のない経験に基づき、世界42の法域におけるパブリックM&Aに関連する主要な法的留意点の概要を、タイムラインを含めて説明します。

本ガイド（無料）をご希望の方は [メール](#)にてご連絡ください。



の納税者に特例対象欠損金額⁹がある場合には、その特例対象欠損金額について、上述の50%の欠損金の利用制限に関わらず、欠損金の繰越控除前の所得の金額の範囲内¹⁰で損金算入できることとされている。

中小企業等経営強化法に関連する措置

1. 中小企業の経営資源の集約化に資する税制（中小企業事業再編投資損失準備金）の創設

中小企業等経営強化法の改正を前提に、一定の中小企業者のうち、同法の改正法の施行の日から2024年3月31日までの間に経営資源集中化措置（仮称）が記載された経営力向上化計画¹¹の認定を受けた者が、その認定された計画に基づいて他の法人の株式等¹²を購入により取得し、かつ事業年度終了の日まで引き続き保有している場合において、その株式の価格の低落による損失に備えるため、その株式等の取得価額の70%以下の金額を中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てた時は、その積み立てた金額は、その事業年度において損金算入できるものとされている。また、この準備金は、①その株式等の全部又は一部を有しなくなった場合、その株式等の帳簿価額を減額した場合等において取り崩す、又は②その準備金を積み立てた事業年度終了の日の翌日から5年を経過した日を含む事業年度から5年間でその経過した準備金残高の均等額を取り崩す、ことにより損金算入される。

上記の産競法に関連する措置と同様に、認定を受けることが前提となっているため、必ずしも実務で多く見られるとは思われない¹³。しかしながら、中小企業が、厳しい経済情勢下で生き残りをかけた新規事業拡大、多角化に伴いM&Aを行うに際して、この措置により一定のキャッシュを温存することが出来るため、この措置を積極的に活用する企業も出てくることが期待される。

国際税務関連

国際税務関連については、我が国の国際金融センターとしての地位の確立に向けて講じられる措置（高度外国人材に係る相続税、個人所得税の優遇措置等）が示されているが、多国籍企業等においては、実務上以下の項目が最も影響するものと考えられる。

1. 内国法人が外国子会社から受ける配当等の額に係る外国源泉税等の額の取扱いに係る見直し

現行税制下では、外国子会社から受ける配当等の額¹⁴に係る外国源泉税の額については、原則的に損金算入は認められていないものの、外国子会社合算税制の適用を受ける場合においては、損金算入が認められている¹⁵。源泉税の取扱いに関して外国子会社合算税制を受けている方が有利となるケースも

⁹ 2020年4月1日から2021年4月1日までの期間内の日を含む事業年度（一定の場合には、2020年2月1日から2020年3月31日までの間に終了する事業年度及びその翌事業年度）において生じた青色欠損金額を指す。

¹⁰ 但し、累積投資残額（本特例適用済みの金額を控除した、事業適応計画に従って行った投資の額）までに限られる。

¹¹ 計画終了年度に修正ROA又は有形固定資産回転率が一定以上上昇するもの。

¹² 10億円以下である場合に限る。

¹³ 平成29年改正において廃止された特定事業再編投資損失準備金（旧租税特別措置法第55条の3）に近い規定になることが想定される。なお、この特定事業再編投資損失準備金制度の利用は、経済産業省による特別事業再編の認可を受ける必要があり、その利用は公表されている限りにおいて過去5件に留まっている。

¹⁴ 外国子会社配当益金不算入制度の適用を受ける部分の金額に限る。

¹⁵ 租税特別措置法第66条の8第2項後段。

「ディストレストM&Aガイド (英語)」のお知らせ

COVID-19感染拡大により、財務的危機に直面した企業が新たなビジネスオーナーや投資家を求める機会が増えています。企業の評価額が低下し、投資家のキャッシュが増える中、そうした企業を対象とするディストレストM&Aの機会は今後も増加していくことが予想されます。本ガイドでは、ディストレストM&Aについて、リスク許容度を持つ投資家にとっての機会、COVID-19の回復環境にある投資家が直面するであろう課題、洗練された買い手が各種課題をどのように対処しているか、といったテーマについてまとめています。

本ガイド(無料)をご希望の方は
[メール](#)にてご連絡ください。



あり、この点、二重課税調整の対象とされる金額に対応する部分に限られるものとされている¹⁶。

より具体的に述べると、現行税制下では、特定課税対象金額が生じているケースにおいて特定課税対象金額に達するまでの金額についてはいわゆる100%益金不算入、それを超える金額についてはいわゆる95%益金不算入が併用されるが、それに加えて当該配当に係る外国源泉税の損金算入もできることになる。配当を100(源泉税率10%)受け取ったとする場合において(特定課税対象金額が生じているケースについては、特定課税対象金額が10生じているとする)、課税所得は以下のようになる。

① 特定課税対象金額が生じているケース
 $4.5 = 10 + (100-10) \times 5\% - 10$

② 特定課税対象金額が生じていないケース
 $5 = 100 \times 5\%$

今回の改正に基づけば、上記①における源泉税の損金算入額は二重課税調整の対象とされる金額に対応する部分に限られるため、課税所得の金額は以下のようになり、外国子会社合算税制を受けている方が有利となるケースはかなり限定的になるものと考えられる。

$$13.5 = 10 + (100-10) \times 5\% - 10 \times (10/100)$$

2. 適用時期

上記の改正は、税制改正大綱では適用時期は示されていない。

法人税法関連

1. 研究開発税制の見直し

- 試験研究費の税額控除率を見直すとともに、上限を14%とする特例の適用期限を2年延長するとしている。
- 新型コロナウイルスの影響で売上が減少する中でも、試験研究に係る支出を増やそうとしている会社への支援として、2021年4月1日から2023年3月31日までの間に開始する事業年度のうち、基準年度比売上金額減少割合¹⁷が2%以上、かつ試験研究費の額が基準年度試験研究費¹⁸の額を超える事業年度の控除税額の上限に当期の法人税額の5%を上乗せするとしている。
- 研究開発税制の対象となる試験研究費の範囲に自社開発ソフトウェアに係る試験研究費を追加する等一定の見直しを行うとしている。
- その他、中小企業技術基盤強化税制、特別試験研究費の額に係る税額控除制度について、所定の見直しをするものとしている。

¹⁶ その他、外国子会社配当益金不算入制度の適用を受けない配当がある場合についても所定の調整が行われている。

¹⁷ 当期の売上金額が2020年2月1日前に最後に終了した事業年度の売上金額に満たない場合のその満たない部分の金額のその最後に終了した事業年度の売上金額に対する割合。

¹⁸ 2020年2月1日前に最後に終了した事業年度の試験研究費。

2. 給与等の引上げ及び設備投資を行った場合の税額控除制度の見直し

従前の給与等の引上げ及び設備投資を行った場合の税額控除制度では、**継続**雇用者給与等支給額が増加しているかどうか適用要件の一つであったが、今回の改正大綱では、2021年4月1日から2023年3月31日までの間に開始する各事業年度において、**新規**雇用者給与等支給額の**新規**雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が2%以上であるときは、控除対象新規雇用者給与等支給額の15%¹⁹の税額控除ができる制度とするとされている。

上記「新規雇用者給与等支給額」とは、新たに雇用した一定の従業員に対して、雇用した日から1年以内に支給する給与等の支給額をいう。

従前非常に複雑であった継続雇用者給与等支給額の計算は平成30年度改正で簡便化されたが、今回の改正によっても、状況は変わらないと期待される。また、厳しい経済状況下で、新規従業者の雇用にインセンティブを付与する税制にシフトしたといえる。

3. 適用時期

上記の改正は2021年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税から適用される。

その他の改正

1. 固定資産税の特例措置

令和3年度限りの措置として、一定の宅地等及び農地については、令和3年度の課税標準額を令和2年度の課税標準額と同額とする措置が導入されることが見込まれる。

また、令和2年度において商業地等に係る条例減額制度及び税負担急増土地に係る条例減額制度の適用を受けた土地についても一定の措置を講ずるものとしている。

2. 納税環境整備

押印義務の見直し、電子帳簿等保存制度の見直しが行われている。

- 提出者等の押印をしなければならないこととされている税務関係書類について、一定の税務関係書類²⁰を除いて押印を要しないこととしている。
- 電子帳簿等保存制度については、現行法では事前の承認が必要とされているが、承認制度を廃止する等の見直しが行われている。

[最初のページに戻る](#)

¹⁹ 教育訓練費の額の比較教育訓練費の額に対する増加割合が20%である場合には、20%。

²⁰ 相続税及び贈与税の特例における添付書類のうち財産の分割の協議に関する書類等。

2. 欧州

EU

サステナブル・コーポレート・ガバナンス・イニシアティブの パブリックコメント募集

2020年10月26日、欧州委員会は、企業がコーポレート・ガバナンスの枠組みに持続可能性という観点を取り入れるためにEUがどのように支援できるかを検討するサステナブル・コーポレート・ガバナンス・イニシアティブ（Sustainable Corporate Governance Initiative）について、パブリックコメントの募集を開始した。今回のパブリックコメントの募集は、2020年4月にディディエ・レンデルス欧州委員会司法委員が、欧州グリーンディール（2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることを目標とするEUの施策）の目指すカーボンニュートラル達成に向けた戦略の一環として、長期的に持続可能で責任ある企業行動を促進するために新たなEU法を導入すると発表したことを受けて実施されている。

パブリックコメントの質問事項は、サプライチェーンにおけるデュー・ディリジェンスの義務化に関する質問と、取締役の義務と持続可能なコーポレート・ガバナンスに関する質問の二つに大別されている。

サプライチェーンにおけるデュー・ディリジェンスの義務化に関する質問事項では、企業やその他のステークホルダーが人権デュー・ディリジェンス及び環境デュー・ディリジェンスを義務化する法の制定を支持していることを踏まえ、そのような義務の範囲、適用、執行に焦点を当てている。

取締役の義務に関する質問事項では、取締役がその善管注意義務を果たす際にどのように様々なステークホルダーの利益を考慮すべきか、従業員や市民団体などのステークホルダーが取締役にその義務を果たさせるために関与する必要があるかなどに焦点が当てられている。また、取締役会のサステナビリティに関する専門性の向上、取締役の報酬の変更、ステークホルダーとのエンゲージメントの強化など、サステナビリティを企業戦略に組み込む方法についても意見を募集している。

パブリックコメントの募集期限は2021年2月8日となっており、2021年後半に予定されている欧州委員会の立法案の策定の際に考慮されることが見込まれる。

[最初のページに戻る](#)

イギリス

新たな定時株主総会についての提言

概要

2020年11月、英国財務報告評議会（FRC）は、定時株主総会の実務に関する報告書を発表した。この報告書は、2020年3月から8月にかけて、FTSE 350（ロンドン証券取引所に上場する企業のうち時価総額上位350位以内の企業）において開催された第202回の定時株主総会についての検証に基づいている。報告書においては、企業において定時株主総会に関し、「全ての株主の関与」及び「取締役の説明責任」を促進することの重要性が指摘されている。

FRCは、定時株主総会に関する伝統的な手法を「前進に対する妨げ」であると指摘するとともに、英国が既に対応できなくなっていた問題点がパンデミックにより浮き彫りになったとの見方を示した。また、2020年に取られた手法の中には、翌年もパンデミックによる制約を受け続けるか否かに拘わらず、翌年の総会においても利用可能な優れた手法が見られたことを示した。FRCは、総会開催中の安定したバーチャルでのやり取りを可能にする技術の利用を大幅に増加させることを提唱し、企業が検討すべき数多くの提言を行っている。

主な内容

これらの提言の中でも最も新しく、また注目に値する内容は、とりわけ現在の状況において、従来の定時株主総会を二つの場面に切り分けることを推奨している点である。この提言は、全ての株主が議決権を行使する前に取締役の見解を聞き、取締役によるプレゼンテーションに続いて投票できるようにすることを重視するFRCの理念に由来するものである。定時株主総会が二つの場面に分けられるとしたら、一つ目はプレゼンテーション、質疑応答、年次報告書記載事項についての考察であり、二つ目は（会社法上の定時株主総会の機能上の目的である）議題についての投票である。一つ目の場面は適切な設備機器を通じた音声ないし映像によるプレゼンテーションによって実現される一方で、二つ目については必要であれば定足数を満たす議決権によって実現される、より小規模な場面である。

報告書の別紙1は、翌年の定時株主総会を見据えて、企業に最も推奨される実務上の運用を列挙しており、そこには以下のものが含まれている。

- 現段階における準備
 - 使用する通信技術の選択肢及びそれに要する費用を検証する
 - 定款変更の必要性を検討し、投資家及び弁護士と協議を行う
 - 選択肢について登記官と協議を行う
 - 総会開催前又は開催中に出席者の一部又は全員に通信障害が生じた際の代替手段について検討する
- 開催前における準備
 - 自社ウェブサイト内に総会の情報を掲載したページを作成し、それを必要に応じて更新する、また同様に総会に関する質問をする際の連絡先の掲載を検討する
 - 質問の提出方法、バーチャル参加の方法、登録又は認証における必要事項について、株主への明確かつタイムリーな説明を行う
 - 音声通話のみによる開催よりも動画配信の手法を用いる
- 総会における質問
 - 総会におけるリアルタイムの質問を実際の参加者と同様にバーチャル参加者についても容易にし、その調整が図られていることを株主に伝える
 - 総会后直ちに質疑応答をウェブサイトに掲載する
 - 総会前（総会当日の朝まで）に株主が質問を提出するための十分な時間を与え、質問に使用できる文字数を過度に制限しない
 - 複数の質問がまとめられているときはこれを事前に示す。最も推奨される手法として、まとめられる質問をした各株主に連絡し、当該株主の質問が含まれていることを伝える
 - 回答に対して更に追加で質問する機会を株主に与えることで、質問に適切に対応していることを示す

- 動画配信
 - 明確な説明を行う（特にゲストとしてログインするか株主としてログインするかを選択肢が存在する場合には、株主が誤った方法を選択してしまうリスクを最小化する）
 - 可能な範囲で、ソフトウェアをダウンロードする必要性を最小限にするよう努める
 - 投票が可能であり、通信技術上の問題がなければ、株主は総会開催中に投票内容を変更できることを伝える
- 委任状による投票
 - 取締役によるプレゼンテーション及び質疑応答を見た後に株主が投票できるように努める
 - これができず、投票が総会開催時にアプリケーションを活用することにより可能である場合、株主による投票内容の変更を可能にするよう努める
 - 締切りについてのリマインダーと共に明確かつタイムリーな説明を行い、委任状について電子書式及び紙媒体の書式の双方を利用可能にするよう検討する

FRCは、バーチャルな定時株主総会を開催することについての会社法上の問題について認識している。FRCは、2021年において総会をバーチャル方式でもハイブリッド方式でも開催することができるようにするための方策及び、会社法の関連規定の解釈の更なる明確化について、ビジネス・エネルギー・産業戦略省と協同して検討していく旨発表した。

[最初のページに戻る](#)

3. 中東

アラブ首長国連邦

会社法の抜本的改正

アラブ首長国連邦（UAE）政府は、2020年11月下旬、会社法及び外国直接投資（以下、「FDI」）全般に関する根本的な変更を導入する法令を発令した。

会社法の改正（以下、「本改正」）においては、外国投資家がUAE本土において一定の種類の会社の100%親会社となることを認めるという新しい原則を採択した。

また、本改正により、2018年に発行された海外直接投資法は廃止され、FDI制度に大幅な変更が加えられた。また、株式会社と有限責任会社（LLC）に関連する規定を改正するとともに、新たな規定が導入された。

本改正は、既存の企業と新たにUAEに進出しようとする外国投資家の双方にとって、UAEでのビジネスを促進するものとなることが期待される。もっとも、本改正は、企業に関する規制にかかる権限を分散化し、重要な意思決定を関係当局に委任しているため、外国投資家や企業は、本改正の実施状況を十分に把握しておくことが望ましい。

会社法の主な改正

1. FDIに関する改正

- 会社法第10条で課されていた一般的な外国投資規制（LLC又は株式会社の場合、少なくともUAE国民による51%の所有が必要）を撤廃し、戦略的活動や事業セクターを除き、最大100%の外国人所有を容認
 - UAE国民による所有が必要とされる戦略的分野と、当該企業に適用される具体的な要件と管理を定める委員会（以下、「本委員会」）の設立を規定
 - 戦略的活動リストから外れた活動を行う企業の株式資本及び取締役会へのUAE国民の参加割合を決定する責任を、各首長国の経済開発省などの地方当局に委任
 - 外国人投資家に社員1名のLLCの所有を容認
 - 外資系企業の支店のローカルサービスエージェントとしてUAE国籍者を指名するとの要件を撤廃
2. LLCのコーポレート・ガバナンスに関する修正
- LLCの定款において紛争解決条項を置くことを義務化
 - 株主による株主総会の招集に必要な持株比率を25%から10%に引き下げ
 - 電子的手段による株主総会の招集、出席及び議決権行使に関する規定の導入
 - 株主総会の開催に必要な定足数の削減

また、本改正により、LLCは、セクターの規制当局の承認を条件に、第三者の資金を用いた投資活動を行うことも認められる。この活動は、従前は株式会社に限定されていた。

3. 公開株式会社（PJSC）のコーポレート・ガバナンスに関する諸課題への対応

UAEにおけるPJSCの規制とガバナンスは、新しい証券・商品委員会（以下、「SCA」）のコーポレート・ガバナンス・コードの導入により、その多くが改革の対象となった。

本改正では、多くの主要な条文においてSCAの規定への言及が増加し、以下のような変更が導入されることで、PJSCのコーポレート・ガバナンス要件がSCAのガバナンス・コードに沿うものに変更された。

- PJSCの取締役会の3分の1が独立取締役でなければならないとする法定要件を撤廃（現行のガバナンス・コードでは、取締役の3分の2が独立・非執行取締役であることが規定）
- 取締役会の過半数と議長がUAE国籍であるとする法定要件を撤廃し、当該基準の決定を経済開発省と本委員会に委任
- 特に利益相反に関して、取締役会と経営陣のコントロールを強化
- 株主による株主総会の招集に必要な持株比率を20%から10%に引き下げ
- 招集通知の公表やバーチャル株式総会の開催を明示的に認めることを含む、株主総会招集のための詳細なメカニズムを規定

- SCA の承認を受けて PJSC に移行した企業は、新規公開株式を通じて最大 70% の株式売却が可能（従来最大 30%）

外資系投資、ローカルサービスエージェントの要件、取締役の選任に関する改正は、本改正公表日から 6 ヶ月後に発効する。残りの改正は、法律が UAE の官報に掲載された日に発効する。

編集後記



コーポレート記事担当の高田です。
2021 年は Year of the Ox（丑）、個人的にもグローバルファームとしても変化を恐れず、力強く邁進していきたいと思っています。コーポレートの分野ではグループ組織改革や産業分野を越えた連携に注目しています。



コーポレート記事担当の遠藤です。
デジタルトランスフォーメーション、ディストレスト M&A、事業ポートフォリオ再編などの新たな潮流は、今後もさらに進展をしていくと考えています。2021 年も、本ニュースレターを通じて日本企業の皆様の世界でのチャレンジをサポートできればと思います。



税務記事担当の岡です。
COVID-19 の流行の影響に対処するため、各国ともに大胆な税制改正をかつてないスピードで行っていくことが想定されます。引き続き世界の最新情報をスピードをもってご紹介します。



税務記事担当の大島です。
OECD では来年半ばにデジタル課税、ミニマムタックスの導入の合意が目指されており、従来の国際課税が依拠してきた PE や独立企業間原則の概念からのパラダイムシフトが起こりつつあります。国際課税問題のさらなる複雑化が予想される中で、本ニュースレターを通じて皆様の参考に資する情報をお届けできるよう引き続き励んで参ります。



税務記事担当の川崎です。
入所してあまり間もなくリモートワーク主体となり、色々試行錯誤する 1 年でしたが、無事乗り切ることが出来ました。また、個人的には健康の有難みについて色々考えさせられる 1 年でした。2021 年は読者の皆様にとってより良い年になりますようお祈り申し上げます。

[最初のページに戻る](#)